

千葉北部国有林の地域別の森林計画書（案）

（千葉北部森林計画区）

計画期間 自 令和5年4月1日
至 令和15年3月31日

関東森林管理局

千葉北部国有林の地域別の森林計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第1項に基づき、同法第4条第1項の全国森林計画に即して関東森林管理局長がたてた、千葉北部森林計画区の国有林についての森林の整備及び保全の目標に関する計画である。

この計画の計画期間は、令和5年4月1日から令和15年3月31日までの10年間である。

（利用上の注意）

- ① 総数と内訳の数値の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。
- ③ -は、該当がないものである。

目 次

I 計画の大綱

| | |
|---------------------|---|
| 1 森林計画区の概況 | 1 |
| 2 前計画の実行結果の概要及びその評価 | 4 |
| 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方 | 5 |

II 計画事項

| | |
|---|----|
| 第1 計画の対象とする森林の区域 | 6 |
| 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 | 7 |
| 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 | 7 |
| (1) 森林の整備及び保全の目標 | 7 |
| (2) 森林の整備及び保全の基本方針 | 7 |
| (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 | 10 |
| 2 その他必要な事項 | 10 |
| 第3 森林の整備に関する事項 | 11 |
| 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く） | 11 |
| (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 | 11 |
| (2) 立木の標準伐期齢 | 13 |
| (3) その他必要な事項 | 13 |
| 2 造林に関する事項 | 14 |
| (1) 人工造林に関する事項 | 14 |
| (2) 天然更新に関する事項 | 15 |
| (3) その他必要な事項 | 16 |
| 3 間伐及び保育に関する事項 | 17 |
| (1) 間伐の標準的な方法 | 17 |
| (2) 保育の標準的な方法 | 17 |
| (3) その他必要な事項 | 17 |
| 4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項 | 18 |
| (1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 | 18 |
| (2) その他必要な事項 | 19 |
| 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 | 20 |
| (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 | 20 |
| (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 及び作業システムの基本的な考え方 | 20 |
| (3) 林産物の搬出方法等 | 20 |
| (4) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 | 20 |
| (5) その他必要な事項 | 20 |
| 6 森林施業の合理化に関する事項 | 21 |
| (1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針 | 21 |
| (2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針 | 21 |

| | |
|---|----|
| (3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針 | 21 |
| (4) 社会経済情勢を踏まえた森林施業に関する方針 | 21 |
| (5) その他必要な事項 | 21 |
| 第4 森林の保全に関する事項 | 22 |
| 1 森林の土地の保全に関する事項 | 22 |
| (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 | 22 |
| (2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法 | 22 |
| (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項 | 22 |
| (4) その他必要な事項 | 22 |
| 2 保安施設に関する事項 | 23 |
| (1) 保安林の整備に関する方針 | 23 |
| (2) 保安施設地区の指定に関する方針 | 23 |
| (3) 治山事業の実施に関する方針 | 23 |
| (4) その他必要な事項 | 23 |
| 3 鳥獣害の防止に関する事項 | 24 |
| (1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 | 24 |
| (2) その他必要な事項 | 24 |
| 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項 | 25 |
| (1) 森林病虫害等の被害対策の方針 | 25 |
| (2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く） | 25 |
| (3) 林野火災の予防の方針 | 25 |
| (4) その他必要な事項 | 25 |
| 第5 計画量等 | 26 |
| 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積 | 26 |
| 2 間伐面積 | 26 |
| 3 人工造林及び天然更新別の造林面積 | 26 |
| 4 林道等の開設及び拡張に関する計画 | 26 |
| 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画 | 26 |
| (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等 | 26 |
| (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 | 27 |
| (3) 実施すべき治山事業の数量 | 27 |
| 第6 その他必要な事項 | 28 |
| 1 保安林その他制限林の施業方法 | 28 |
| 2 その他必要な事項 | 29 |
| 別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法 | 30 |
| 別表2 指定施業要件を定める場合の基準 | 32 |
| 別表3 指定施業要件における伐採の方法 | 34 |
| 別表4 自然公園区域内における森林の施業 | 35 |
| 別表5 砂防指定地等の森林の施業 | 35 |

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び面積

当計画区は、千葉県の北部に位置し、利根川広域流域に属している。東は太平洋に面し、北は茨城県の霞ヶ浦森林計画区、西は埼玉県の埼玉森林計画区及び東京都の多摩森林計画区、南は千葉南部森林計画区にそれぞれ接し、28市13町1村を包括している。

当計画区の総面積は342千haで、千葉県面積の66%を占めている。森林面積は63千haで、うち国有林は千葉市、銚子市、長柄町に所在し、その面積は44haと僅少である。

(2) 自然的背景

ア 地勢

(ア) 山系

当計画区では山系の形成は見あたらず、房総半島中央部に位置する丘陵に大福山(292m)、野見金山(180m)等の低山があるのみである。千葉県北部一帯を占める広大な下総台地と海岸平野である九十九里平野からなり、平坦面を主体とする地形構成となっている。下総台地の中央部から北部にかけては平野をなしているが、南部の房総半島中央部は小さな起伏に富んだ複雑な地形を呈している。

(イ) 水系

当計画区は、大部分が平野と丘陵で構成されていることから、流れの急な河川や大きな河川は少ない。

主な水系は、北部の茨城県境を東流する利根川に合流する各支流、西部の東京湾に注ぐ江戸川や養老川、太平洋(九十九里浜)に注ぐ一宮川や真亀川、その他の小河川などから形成されており、各河川の集水区域も小規模である。

また、県内最大の湖沼面積を誇る印旛沼や手賀沼があり農業用水や内水面漁業に利用されている。

イ 地質及び土壌

(ア) 地質

下総台地は2～13万年前に富士箱根の火山灰が堆積した関東ローム層、九十九里平野は最終氷期に形成された泥質堆積物の上に縄文海進で発達した砂層が形成されている。

(イ) 土壌

下総台地は関東ローム層を母材とする黒色土が、九十九里平野は砂丘未熟土が広く分布している。

ウ 気候

当計画区の気候は全般的には温暖な太平洋側気候であるが、九十九里浜に沿った海岸部は冬暖夏涼の海洋性気候であり、また、平野部や房総半島中央部は、寒暖の差が大きく、降水量が少ない内陸性気候である。

年平均気温は16℃前後、年間降水量は1,500mm程度である。

エ 森林の概況

人工林及び天然林の概況は次のとおりである。

(ア) 人工林

当計画区内の国有林における人工林の面積は、約5haで立木地面積の13%を占め、樹種別にはクロマツ81%、その他19%となっている。

年齢配置は、Ⅰ～Ⅳ年齢級(1～20年生)が22%、Ⅴ～Ⅷ年齢級(21～40年生)が30%、Ⅸ年齢級以上(41年生～)が48%となっている。

これら人工林は銚子市の海岸林であり、防災機能の維持向上が求められている。

(イ) 天然林

当計画区内の国有林における天然林の面積は、36haで立木地面積の87%を占め、樹種別にはタブノキ51%、クロマツ14%、その他35%となっている。

主に銚子市の海岸林であることから、人工林と同様に防災機能の維持向上が求められている。

(3) 社会経済的背景

ア 人口及び産業別就業状況等

当計画区の人口は、5,771千人(令和2年国勢調査による)で、千葉県総人口6,284千人の92%となっている。

産業別の就業者割合は、第1次産業が2.1%、第2次産業が18.1%、第3次産業が76.3%(産業の分類不能が3.5%)となっており、第3次産業の比率が高い状況である。

イ 土地の利用状況(10月末頃に千葉県に問合せの上修正が必要)

当計画区では、総面積342千haのうち、森林18.7%(64千ha)、農地29%(99千ha)、宅地19.7%(67千ha)、その他32.6%(112千ha)となっている。

ウ 交通網

当計画区では、北部に成田線、中央部に総武本線がそれぞれ横断し、沿岸部に京葉線、内房線及び外房線のJR各線が走っているほか、東西線、東武野田線、京成本線、銚子電気鉄道線及び小湊鉄道線などの鉄道網が発達している。

道路については、中央部を東関東自動車道及び千葉東金道路が東西に横断し、首都圏中央連絡自動車道に接続して神奈川県と茨城県を結び、東京湾沿岸部を館山自動車道が縦断している。

また、東京都と茨城県を結ぶ国道6号、東京都と湾岸部を結ぶ国道14号、環状道路として機能する国道16号、内陸部を横断する国道51号及び国道126号などの幹線交通網が整備され、県道等と接続することにより本地域の産業・経済の発展に寄与している。

さらに、我が国を代表する空の玄関口の一つである成田国際空港からは、国際線はもとより、国内の主要空港への定期便が数多く運航されている。

エ 地域産業の概況

当計画区の産業は重化学工業が発展しており、東京湾沿いの京葉臨海工業地帯において、鉄鋼業、石油化学工業、石油精製などの素材産業のコンビナートが形成されている。

農業は、水稻のほか、千葉市周辺で小松菜、ホウレン草、成田周辺地域でキャベツ、ニンジン、サツマイモ、九十九里周辺でメロンなどのハウス栽培、県南部で花卉やイチゴの栽培が盛んなほか、ダイコンや国内産の約7割を占める落花生も栽培されている。

果樹では、日本なしが全国収穫量第1位を誇る。花きは、旭市や白子町でガーベラの栽培が盛んで1年を通じて出荷している。

また、銚子・九十九里地域では、広大な大陸棚と親潮・黒潮が交わる好漁場が形成され、サバ・イワシを主体としたまき網漁業、ヒラメ・イカなどを漁獲する底びき網漁業が行われている。特に銚子漁港は全国屈指の年間水揚量を誇り、水産、加工、流通の総合漁業基地となっている。

オ 林業・林産業の概況

当計画区の森林は、区域面積の19%を占めている。このうち民有林の森林保有状況を見ると、5ha未満の所有者が89%となっており、10ha以上の所有者は4%に過ぎないことから、非常に零細な所有構造となっている。

都市化が進んだ東京湾沿岸部は、住宅街に森林が点在しており、都市の貴重な緑や憩いの場としての役割を果たしている。九十九里沿岸部は、飛砂や潮害の防備として砂丘を築き、その背後にクロマツを主とした海岸林が造成されているが、松くい虫被害や湿地化により疎林化が進行しており、松くい虫被害跡地の復旧に向けて抵抗性クロマツを植栽して海岸林の再生を図っている。海岸林は潮害防備等のほか、津波被害を緩和する機能や林内を散策する保健休養の場としての役割も期待されている。

山武市周辺では、挿し木造林技術を継承したサンプスギを主体とする山武林業地帯として優良なスギ材の生産等林業活動が活発に行われてきたが、近年、スギ非赤枯性溝腐病の被害が顕著になり、材質の低下から材価の低迷へと繋がり、林業上の大きな課題となっている。

こうした中、地域材の消費拡大を図るため、ちばの木認証制度により産地及び合法性等の証明を行い、「ちばの木」として県内での地産地消を推進している。

特用林産物は、千葉市や佐倉市を中心に、しいたけ等の生産が盛んだったが、平成23年に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質の影響から、一部の市町において出荷制限等を実施しており、安全な原木による適切な栽培管理の実施が確認された生産者から順次解除している状況にある。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5か年分（平成30年度～令和4年度）における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている。（令和4年度は、実行予定を計上した。）

（1）間伐立木材積その他の伐採立木材積及び間伐面積

主伐は被害木処理等における臨時伐採量を計画したところであるが、被害が少なく計画量の範囲内での伐採に収まった。

単位 材積：m³ 面積：ha

| 区 分 | 前計画の前半5か年分 | | 実行結果 | |
|---------------|------------|------------|------|------------|
| | 主 伐 | 間 伐 | 主 伐 | 間 伐 |
| 伐採量 (間伐面積) | 1,000 | — (—) | 91 | — (—) |

（2）人工造林及び天然更新別面積

該当なし。

（3）林道等の開設及び拡張（改良）の数量

該当なし。

（4）保安林の整備及び治山事業の数量

該当なし。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、生物多様性の保全、地球温暖化防止、文化の形成、木材の物質生産等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。

とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が主伐期を迎え、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造成すべき段階にある。しかしながら、木材需要が増加する中、国産材の供給量が着実に増加する一方で、林業採算性の長期低迷等から主伐後の再造林が十分に行われていない現状にある。また、我が国の経済社会は、少子高齢化と人口減少が一層進行するほか、豪雨の増加等により山地災害が頻発するなど大きな情勢の変化が生じている。

このような中で、森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要がある。こうした情勢を踏まえ、森林の現況、自然条件、社会的条件、国民のニーズ等に応じて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、森林の機能に応じた望ましい森林の姿を目指していく。

この計画においては、このような考え方に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにし、森林の整備及び保全の目標を定めるとともに、この目標を実現するために必要な伐採立木材積、造林面積、林道開設量等を定めることとした。

なお、この計画の樹立に即して、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

| 区 分 | | 面 積 | 備 考 |
|----------------------------|-------|-------|-----|
| 総 数 | | 43.62 | |
| 市 町 村 別 内 訳 | 千 葉 市 | 0.58 | |
| | 銚 子 市 | 40.88 | |
| | 長 柄 町 | 2.16 | |

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。
2 森林計画図の縦覧場所は、関東森林管理局計画課、千葉森林管理事務所及び関東森林管理局東京事務所とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

当計画区内の森林の自然的社会的経済的諸条件からみて、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能について、特にその機能発揮の上から望ましい森林の姿は次のとおりである。

なお、地球環境保全機能については、二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であることに留意する必要がある。

ア 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

イ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

ウ 保健・レクリエーション機能

身近な自然・自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

エ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林

オ 生物多様性保全機能

全ての森林が発揮するものであるが、属地的に機能が発揮されるものを示せば、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の「森林の整備及び保全の目標」を基本とする。各機能の高度発揮を図るため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

具体的には、森林の有する各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつ

つ、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を行う観点から、地域の特性、森林資源の状況及び森林に関する自然条件並びに社会的要請を総合的に勘案の上、育成単層林における保育・間伐及び主伐と再生林による林齢構成の平準化、針広混交林化及び広葉樹林化、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の適確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策及び森林病虫害や野生鳥獣による被害防止対策等を推進する。

さらに、森林の整備及び保全には路網の整備が不可欠であり、育成単層林等においては、施業の効率化に必要な路網を計画的に整備する一方、天然生林においては管理に必要な最小限の路網を整備又は現存の路網を維持するなど、指向する森林の状態に応じた路網整備を進める。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性、放射性物質の影響等にも配慮するほか、森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図る。

また、森林の整備に伴い発生した木材については、有効に利用する。

なお、森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針については、以下のとおり定める。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存在する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進する。

ダム等の利水施設上流部等においては、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を

推進することを基本とする。

ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、国民に憩いと学びの場等を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進する。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指す。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機

能の維持増進を図る森林として整備を推進する。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

| 区 分 | | 現 況 | 計画期末 |
|-------------------------|-------|-------|-------|
| 面 積 | 育成単層林 | 3.84 | 3.84 |
| | 育成複層林 | 6.21 | 6.21 |
| | 天然生林 | 31.42 | 31.42 |
| 森林蓄積 m ³ /ha | | 148 | 188 |

(注) 1 育成単層林、育成複層林及び天然生林へと誘導・維持する施業の内容については、以下のとおり。

- (1) 育成単層林は、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為^{※1}により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（以下「育成単層林へ導くための施業」という）。
- (2) 育成複層林は、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層^{※2}を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として人為により成立させ維持する施業（以下「育成複層林へ導くための施業」という）。
- (3) 天然生林は、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（以下「天然生林へ導くための施業」という）。

この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

2 現況については、令和4年3月31日現在の数値である。

2 その他必要な事項

特になし。

※1 「人為」とは、植栽、更新補助（落下した種子の発芽を促進させるための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

※2 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより、生じるもの。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

森林施業に当たっては、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準による。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、制限の範囲内で必要な施業を行う。

また、施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行う。さらに、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努める。このほか、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行う。

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

伐採に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、作業地の自然条件を踏まえ、土砂の流出や林地崩壊の危険が予想される箇所等について、林地の保全や生物多様性の保全等に支障が生じないように、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、適切な伐採方法及び搬出方法によることとする。

ア 育成単層林へ導くための施業

育成単層林へ導くための施業は、自然条件のほか社会的条件、林業技術体系等からみて、公益的機能の発揮が確保され、高い林地生産力が期待できる森林について、下記に留意のうえ実施する。なお、伐採方法は皆伐とし、更新方法は、人工造林又はぼう芽更新等の天然更新とする。

- a 自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、1か所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮する。ただし、分収造林等の契約に基づく森林は契約内容による。
- b 連続して伐区を設けようとする場合は、隣接新生林分がおおむねうっ閉した後に設ける。
- c 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮する。
- d 林地の保全、溪畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮する。
- e 利用径級に達しない有用天然木及び高木性の天然木であり、形質の優れているものが生育している場合は努めて保残する。
- f 主伐の時期については、生物多様性の保全、水源涵養等の公益的機能の発揮を第一とし、地域における木材需要、高齢級林分に偏った齢級構成の平準化等を踏まえ、伐期の多様化を図る。

g クロマツの天然下種更新やクヌギ等のぼう芽更新による育成単層林の造成を期待し天然更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特長等について十分配慮するとともに、伐採に当たっては、前生稚樹の生育状況及び種子の結実状況、ぼう芽力の旺盛な林齢等を勘案して、適切な時期を選定する。

イ 育成複層林へ導くための施業

育成複層林へ導くための施業は、自然条件のほか社会的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組合せにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が期待できる森林について、下記に留意の上実施する。また、主伐に当たって択伐又は複層伐を実施する場合は、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件、稚樹や下層木の生育状況、種子の結実状況等を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行う。スギ、ヒノキ等の単層林を複層林へ誘導する場合は、面的な複層状態に誘導する伐採、群状又は帯状の伐採を基本として実施することとする。

a 択伐

- ・ 樹種構成、自然条件、林木の成長等を勘案するとともに、公益的機能の維持・増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう配慮することとし、伐採率は30%以内（伐採後に人工造林により更新する場合は40%以内）とする。
- ・ 群状択伐を行う場合の一伐採群の大きさは0.05ha未満とし、帯状択伐を行う場合は10m未満の幅とする。
- ・ 伐採に当たっては、保残木、下木の損傷を回避し、稚幼樹や高木性樹種の中小径木の育成に努める。
- ・ 更新は天然下種更新を基本とし、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特長等について十分配慮するとともに、伐採に当たっては、前生稚樹の生育状況及び種子の結実状況等を勘案して、適切な時期を選定する。

b 複層伐

- ・ 伐採箇所は、自然条件を踏まえ公益的機能を確保する観点から、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮する。伐採面積は、面的な複層状態に誘導する場合には、1伐採箇所の面積は概ね2.5ha以下、伐採箇所の形状が群状の場合には概ね1ha以下、帯状の場合には伐採幅を樹高の2倍以内とする。また、伐採率は、原則として50%以内とする。
- ・ 林地や溪畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮する。
- ・ 稚幼樹、高木性樹種の中小径木の育成及び母樹の保残を図る。
- ・ 伐採に当たっては、保残木、下木の損傷の回避に努める。
- ・ 天然更新を行う場合は、確実な更新を図るため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

ウ 天然生林へ導くための施業

天然生林へ導くための施業は、自然条件のほか社会的条件、林業技術体系等からみて、

主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、下記に留意の上実施する。

- a 主伐については、ア及びイで定める事項による。
- b 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要がある森林については、その目的に応じて適切な施業を行う。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

単位：年

| 地 区 | 樹 種 | |
|-----|-----|-------------|
| | マ ツ | そ の 他 広 葉 樹 |
| 全 域 | 40 | 20 |

(3) その他必要な事項

特になし。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等において行う。

また、伐採が終了してから概ね2年以内に、効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽し、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業に努める。

ア 人工造林の対象樹種

人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合するとともに、木材需要にも配慮した樹種を選定する。

なお、苗木の選定に当たっては、成長に優れたエリートツリー（第2世代精英樹等）等の苗木や、入手できない場合を除き、無花粉スギ、少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努める。

イ 人工造林の標準的な方法

地位等の自然条件や既往の造林方法を勘案し、次を標準として適確な更新を図る。

また、再造林は、伐採、地ごしらえ、造林等の作業を一連の工程で行う一貫作業システムにより実施することを基本とする。

a 地ごしらえ

植生、地形、気象等の立地条件、保残木や末木枝条の残存状況及び予定する植栽本数等に応じた適切な作業方法を採用する。

b 植付け

入手可能な限り、コンテナ苗を活用する。また、気象条件及び苗木の生理に配慮しつつ、苗木の適正な管理を行うとともに、適期の作業とし、確実な活着と旺盛な成長が図られるよう実施する。

c 人工造林の植栽本数

植栽本数は、2,000本/haとする。ただし、保安林の指定施業要件で植栽本数の下限が定められている場合は、その本数以上とする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、裸地状態を早期に回復して公益的機能の維持を図るため、原則として、伐採・搬出を終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して、2年以内とする。

エ 鳥獣害防止対策

目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被

害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行う。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が期待できる森林において行う。

ア 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、周辺の自然条件等を踏まえた有用天然木又は高木性の天然木とする。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新箇所について、確実な更新を図るために更新補助作業を行う場合は、次による。

a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により、種子の着床、稚樹の発生、生育が阻害されている箇所については、かき起こし、枝条整理等の作業を行い、種子の着床と稚樹の発生及び生育の促進を図る。

b 刈出し

発生した稚樹の生育が、ササ等の植生の繁茂によって阻害されている箇所については、稚樹の周囲の刈払いを行い、稚樹の生育の促進を図る。

c 植込み

適期に更新状況を確認し、更新が不十分な箇所については、現地の実態に応じた必要な本数の植込みを行う。

d 芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、必要に応じて芽かきを行う。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間

| 天然更新の種類 | 更新状況調査の時期 | 更新完了の目安 |
|---------|----------------|--|
| 天然下種第1類 | 搬出又は地表処理完了後3年目 | 樹高30cm以上の有用天然木及び高木性の天然木が5,000本/ha以上林地にほぼ均等に成立したとき。 |
| 天然下種第2類 | 搬出完了後5年目 | |
| ぼう芽 | 搬出完了後3年目 | |

なお、更新状況調査の結果、更新完了の目安に達していない場合は、状況に応じて経過観察、更新補助作業の実施、又は植栽により確実な更新を図る。

- (注) 1 天然下種第1類：天然更新に当たり、更新補助作業を行い更新を図る方法。
 2 天然下種第2類：天然更新に当たり、天然力を活用し人為を加えない方法。

3 ぼう 芽：主に伐採した樹木の根株から発生する新芽を育てる方法。

(3) その他必要な事項
特になし。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

該当なし。

(2) 保育の標準的な方法

下刈、つる切、除伐の保育については、下表を目安として、現地の実態に即した適期作業の実行に努め、林木の健全な生育を促進する。

| 植栽樹種 | 作業種 | 経過数 (年) | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|-----|---------|---|---|---|---------|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 |
| アカマツ カラマツ | 下刈 | ←—————→ | | | | | | | | | | | | | | |
| | つる切 | | | | | ←—————→ | | | | | | | | | | |
| | 除伐 | | | | | | | | △ | | | | | | △ | |

- (注) 1 本表は保育実行時期の目安であり、実施にあたっては、現地の実態に応じて行う。
 2 下刈は、画一的な実施を排し、現地の実態に応じて可能な場合は、省略や隔年実施とする。
 3 つる切・除伐の△印は標準的な適期を示し、←・→は実行時期の範囲を示す。
 4 実行に当たっては、次の点に留意する。
 (1) 下刈終了時点の目安は、大部分の造林木が周辺植生高と同等以上となり、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。
 (2) 除伐の実行に当たっては、画一性を排し、将来の利用が期待される高木性樹種の育成、林地の保全に配慮した適切な作業を行う。
 (3) 2回目の除伐時期又は、2回目の除伐実施後1回目の間伐時期までの間に、造林木の本数密度が高く、調整する必要がある場合は除伐2類を実施する。
 5 天然木の保育については、目的樹種の特長、競合する植生の状態等現地の実態を十分考慮して、適切に実施する。

(3) その他必要な事項

森林吸収源対策を推進するため、育成林については、間伐等の保育を計画的かつ着実に実施する。

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については、次の区分ごとに別表1のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。

② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

(ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。

(ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定める。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等については、この限りでない。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

公益的機能別森林施業については、下表に基づき公益的機能別施業森林ごとに定める。

公益的機能別施業森林における施業方法

| | |
|-----------------------|--|
| ① 山地災害防止機能 ／土壌保全機能 | 次の条件のいずれかに該当し、人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進 (ア) 地 形 |
|-----------------------|--|

| | |
|--------------------------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> a 傾斜が急な箇所 b 傾斜の著しい変移点を持っている箇所 c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所 <p>(イ) 地質</p> <ul style="list-style-type: none"> a 基岩の風化が異常に進んだ箇所 b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所 c 破砕帯又は断層線上にある箇所 d 流れ盤となっている箇所 <p>(ウ) 土壌等</p> <ul style="list-style-type: none"> a 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌からなっている箇所 b 土層内に異常な帯水層がある箇所 c 石礫地からなっている箇所 d 表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所 |
| ② 快適環境形成機能 | <p>次の条件のいずれかに該当し、生活環境の保全及び形成のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林 (イ) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林 (ウ) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林 |
| ③ 保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能 | <p>次の条件のいずれかに該当し、自然環境の保全及び形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林については、複層林施業を推進（(エ)については、択伐による複層林施業に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林 (イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの (ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林 (エ) 希少な生物の保護のため必要な森林 |

注：②から④までにあつては、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分の保全機能、生活環境保全機能、風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業等を推進

(2) その他必要な事項
特になし。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

- (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方
該当なし。
- (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方
該当なし。
- (3) 林産物の搬出方法等
該当なし。
- (4) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし。
- (5) その他必要な事項
特になし。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保については、林業経営体の体質強化、高性能林業機械の導入、林業従事者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、林業経営基盤の強化が図られ、優れた林業従事者の確保に資することができるよう、民有林関係者及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的・安定的な実施、事業発注時期の公表、技術習得情報の提供等に努める。

あわせて、森林経営管理制度の定着に向けては、民有林において事業を実施する意欲と能力のある林業経営体の育成が重要であることから、国有林野事業に係る事業を委託する場合にはこうした林業経営体の受注機会の拡大に配慮する。また、国有林の多様な立地を活かし、事業の実施やニーズを踏まえた現地検討会の開催、先駆的な技術の実証等を通じた林業経営体の育成に取り組む。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

該当なし。

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

該当なし。

(4) 社会経済情勢を踏まえた森林施業に関する方針

該当なし。

(5) その他必要な事項

該当なし。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区
該当なし。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法
該当なし。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図り、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避ける。

また、土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行う。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講ずる。

(4) その他必要な事項

立木の伐採に当たっては、森林のもつ公益的機能を阻害しないよう、小面積分散伐採及び表土の保全に配慮するよう努める。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、Ⅱ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、当計画区における森林に関する自然的条件、社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保する。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし。

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点からⅡ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態が変化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、次の取組を行う。

ア 山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの設置等による土砂流出の抑制

イ 森林整備や山腹斜面の筋工等の組合せによる森林土壌の保全強化

ウ 流木捕捉式治山ダムの設置に加え、渓流域での危険木の伐採、溪流生態系にも配慮した林相転換等による流木災害リスクの軽減

エ 海岸防災林等の整備強化による津波・風害の防備

こうした対策の実施に際しては、流域治水の取組との連携を図る。

これらのハード対策と併せて、山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難態勢との連携を図る。

また、海岸防災林の整備に当たっては、東日本大震災の教訓や「復興・創生期間」における事業実施等を踏まえ、防潮工、盛土工、植栽工等について、津波に対する被害の軽減効果が発揮されるよう考慮しつつ実施する。

あわせて、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト削減に努めるとともに、ICTや新技術の施工現場への導入を推進する。このほか、現地の実情を踏まえて、在来種を用いた植栽・緑化や治山施設への魚道の設置など生物多様性の保全に努める。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行う。

また、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進する。

3 鳥獣害の防止に関する事項

- (1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
該当なし。

- (2) その他必要な事項
特になし。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。特に松くい虫被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進との連携を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。なお、抵抗性を有するマツへの転換に当たっては、気候、土壌等の自然条件に適合したものを導入する。

また、ナラ枯れ被害については、国有林における被害は見られないものの、民有林関係者との情報共有を行い早期発見に努めるとともに、被害が確認された場合は民有林と連携した防除対策を講ずる。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

当計画区では、野生鳥獣による顕著な森林被害は認められないが、早期発見による適切な対応策を講ずる観点から、森林の巡視を強化する。その上で、被害が発生した場合は、捕獲も含め鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえ、必要に応じて鳥獣害防止対策を推進する。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災を未然に防止するため、入林者数の動向、道路の整備状況及び過去における林野火災の発生頻度を踏まえ、保護標識等の適切な設置や巡視に努めるとともに、森林の保護管理上必要となる歩道等については、必要に応じて地方公共団体との連携を図り、効果的な整備を推進する。

(4) その他必要な事項

廃棄物の不法投棄等の人為被害、豪雨災害や風害等の気象被害等については、入林者数の動向、過去の被害の発生状況、発生時期、気象状況等を踏まえ、より効果的かつ適切な被害防止の実施に努める。

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

| 区 分 | 総 数 | | | 主 伐 | | | 間 伐 | | |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 総数 | 針葉樹 | 広葉樹 | 総数 | 針葉樹 | 広葉樹 | 総数 | 針葉樹 | 広葉樹 |
| 総 数 | 2 | — | 2 | 2 | — | 2 | — | — | — |
| うち前半 5年分 | 1 | — | 1 | 1 | — | 1 | — | — | — |

2 間伐面積

該当なし。

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

該当なし。

4 林道等の開設及び拡張に関する計画

該当なし。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

| 保安林の種類 | 面 積 | | 備 考 |
|------------------|-------|---------|-----|
| | | うち前半5年分 | |
| 総 数（実面積） | 39.36 | 39.36 | |
| 災害防備のための保安林 | 39.36 | 39.36 | |
| 保健・風致の保存等のための保安林 | 36.14 | 36.14 | |

(注) 1 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、内訳の合計が一致しないことがある。

2 災害防備のための保安林とは、防風、潮害防備の各保安林。

4 保健・風致の保存等のための保安林とは、保健保安林。

② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

該当なし。

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

該当なし。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量
該当なし。

第6 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位 面積：ha

| 種類 | 森林の所在 | | 面積 | 施業方法 | 備考 (重複制限林) |
|------|-------|-------------|-------|---------------|--|
| | 市町村 | 区域(林班) | | | |
| 防風林 | 総数 | | 0.20 | 別表2、3 のとおり | |
| | 千葉市 | 201 | 0.20 | | |
| 潮害防備 | 総数 | | | 別表2、3 のとおり | |
| | 銚子市 | 204、205、207 | 39.16 | | 保健林 36.14 国定特2 31.92 都市風致 31.92 |
| 保健林 | 総数 | | 36.14 | 別表2、3 のとおり | |
| | 銚子市 | 204、207 | 36.14 | | 潮害防備 36.14 国定特2 29.99 都市風致 29.99 |
| 国定特2 | 総数 | | 33.04 | 別表4 のとおり | |
| | 銚子市 | 204、205、208 | 33.04 | | 潮害防備 31.92 保健林 29.99 都市風致 32.01 |
| 国定特3 | 総数 | | 0.66 | 別表4 のとおり | |
| | 銚子市 | 206 | 0.66 | | 都市風致 0.60 |
| 県立特1 | 総数 | | 2.16 | 別表4 のとおり | |
| | 長柄町 | 203 | 2.16 | | |
| 都市風致 | 総数 | | 33.71 | 別表5 のとおり | |
| | 銚子市 | 204、205、206 | 33.71 | | 潮害防備 31.92 保健林 29.99 国定特2 32.01 国定特3 0.60 |

本表に用いた略称

| 略称 | 正式名称 | 略称 | 正式名称 |
|------|---------------|------|---------------|
| 防風林 | 防風保安林 | 国定特2 | 国定公園第2種特別地域 |
| 潮害防備 | 潮害防備保安林 | 国定特3 | 国定公園第3種特別地域 |
| 保健林 | 保健保安林 | 県立特1 | 県立自然公園第1種特別地域 |
| 都市風致 | 都市計画法に基づく風致地区 | | |

- 2 その他必要な事項
特になし。

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
該当なし。

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

| 市町村 | 森林の所在（林小班） | 面積 | 施業方法 |
|-------|------------|-------|--------------------------------|
| 総数 | | 41.08 | 施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり |
| 千葉県市 | 計 | 0.20 | |
| | 201 い | | |
| 銚子市 | 計 | 40.88 | |
| | 204 い1～そ | | |
| | 205 い～に | | |
| | 206 い、ろ | | |
| | 207 い～に | | |
| 208 全 | | | |

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

| 市町村 | 森林の所在（林小班） | 面積 | 施業方法 |
|-------|------------|-------|--------------------------------|
| 総数 | | 41.08 | 施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり |
| 千葉県市 | 計 | 0.20 | |
| | 201 い | | |
| 銚子市 | 計 | 40.88 | |
| | 204 い1～そ | | |
| | 205 い～に | | |
| | 206 い、ろ | | |
| | 207 い～に | | |
| 208 全 | | | |

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
該当なし。

3 1及び2のうち伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域と施業の方法

該当なし。

別表2 指定施業要件を定める場合の基準

| 事 項 | 基 準 |
|---------|---|
| 1 伐採の方法 | <p>(1) 主伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。 ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、択伐による。 ハ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。 ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。 <p>(2) 間伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。 |
| 2 伐採の限度 | <p>(1) 主伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。 ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる一箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。 ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則としてその保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。 |

| 事 項 | 基 準 |
|-------|---|
| 3 植 栽 | <p>ニ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p> <p>(1) 方法に係るもの</p> <p>満1年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(2) 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(3) 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p> |

(注) 「3」の事項は、植栽によらなければ適確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別表3 指定施業要件における伐採の方法

| 保安林の種類 | 伐採の方法 |
|---------|---|
| 防風保安林 | <p>1 林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね20メートル未満のものをいうものとする。）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、その幅がおおむね10メートル未満のものをいうものとする。）にあつては、禁伐）。</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p> |
| 潮害防備保安林 | <p>1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。</p> <p>2 その他の森林にあつては、択伐。</p> |
| 保健保安林 | <p>1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。</p> <p>2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐。</p> |

別表4 自然公園区域内における森林の施業

| 特別地域の区分 | 施業の方法 |
|---------|--|
| 第1種特別地域 | <p>1 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。</p> <p>2 単木択伐法は、次の規定により行う。</p> <p>(1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</p> <p>(2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。</p> |
| 第2種特別地域 | <p>1 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。</p> <p>2 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>3 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。</p> <p>5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合、自然環境局長（国定公園、都県立自然公園にあつては知事）は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。</p> <p>6 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。</p> <p>7 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。</p> <p>(1) 一伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く、保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができる。</p> <p>(2) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。</p> |
| 第3種特別地域 | <p>全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。</p> |

別表5 砂防指定地等の森林の施業

| 区分 | 施業の方法 |
|--------------|---|
| 都市計画法による風致地区 | <p>「銚子市風致地区条例」（平成25年9月26日条例第27号）及び「銚子市風致地区条例施行規則」（平成25年9月26日規則第46号）</p> |